

## 議案第34号

### 専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月2日提出

飯能市長 新井重治

### 記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

飯能市長 新井重治

### 記

- 1 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

## 飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例

飯能市都市計画税条例（昭和32年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第19項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の飯能市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用につ

いては、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(<u>法附則第15条第14項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>(<u>法附則第15条第15項</u>の条例で定める割合)</p>
<p>2 <u>法附則第15条第14項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第14項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p>	<p>2 <u>法附則第15条第15項</u>に規定する条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第15項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1)とする。</p>
<p>(<u>法附則第15条第32項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p>
<p>3 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>3 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
<p>(<u>法附則第15条第33項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>(<u>法附則第15条第34項</u>の条例で定める割合)</p>
<p>4 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>4 <u>法附則第15条第34項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>(<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合)</p>
<p>5 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>5 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(<u>法附則第15条第43項</u>の条例で定める割合)</p>	<p>(<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合)</p>
<p>6 <u>法附則第15条第43項</u>に規定す</p>	<p>6 <u>法附則第15条第44項</u>に規定す</p>

る条例で定める割合は、4分の3とする。

(読替規定)

19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

る条例で定める割合は、4分の3とする。

(読替規定)

19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(事業所税に関する経過措置)  
第二十四条 新法第七百一十一条第二項から第八項まで及び第七百一十一条の六十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七百一十一条の五十八第一項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した事業所税に係る旧法第七百一十一条の六十一の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第七百一十一条の六十二の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第七百一十一条の六十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(都市計画税に関する経過措置)  
第二十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。  
2 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。  
3 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十九号)の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。  
4 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(水利地益税等に関する経過措置)  
第二十六条 新法第七百二十一条第二項から第八項まで及び第七百二十二条第三項の規定は、一号施行日以後に納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した水利地益税等に係る旧法第七百二十一条の不申告加算金(同条第五項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第七百二十二条の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第七百二十一条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(法定外目的税に関する経過措置)  
第二十七条 新法第七百三十三条の十八第三項から第九項まで及び第七百三十三条の十九第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七百三十三条の十六第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した法定外目的税に係る旧法第七百三十三条の十八の不申告加算金(同条第六項の規定の適用があるものを除く)又は旧法第七百三十三条の十九の重加算金(同条第二項の規定の適用があるものに限り)は、新法第七百三十三条の十八第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

(航空機燃料税等に関する経過措置)  
第二十八条 第四条の規定による改正後の航空機燃料税等税法第三条第一項の規定の適用については、令和十年度分の航空機燃料税等税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和九年度に所属する航空機燃料税の収入額の九分の二に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和十年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。  
2 令和五年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料税に充てられた航空機燃料税の

収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の九に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3 令和六年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

4 令和七年度及び令和八年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十五分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

5 令和九年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の九分の七に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

6 令和十年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十五分の十一」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

7 令和十一年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「九分の七」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額」として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

(罰則に関する経過措置)  
第二十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
第三十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣 松本 剛明  
財務大臣 鈴木 俊一  
内閣総理大臣 岸田 文雄





十七項に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「認定事業により平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「認定事業(その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。)により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第二十四条第七項を」を「第二十四条第八項(同法第二十九条の九において準用する場合を含む。)」に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十九号)の施行の日から令和六年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「政府」を「政府又は地方公共団体」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年度」を「令和六年度」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第三十項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「政府の補助で義務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項を第三十項とし、第三十二項を第三十一項とし、同条第三十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項を同条第三十四項とし、同条第三十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十七項中「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十八項を同条第三十七項とし、同条第三十九項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十項を第三十九項とし、第四十一項を第四十項とし、同条第四十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十三項を第四十二項とし、第四十四項を第四十三項とし、同条第四十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条に次の二項を加える。

45 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者(以下この項において「中小事業者等」という。)が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画(以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。)に従つて取得(事業の用に供されたことのないもの)の取得に限る。以下この項において同じ。)をした同法第二十条第十四項に規定する先端設備等(以下この項において「先端設備等」という。)に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの。第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。)を除く。以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を

行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に係る機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第三項第八号又は第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得したものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分(令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで)の間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分)の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

46 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。)が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第七条に規定する道路運送高度化事業(同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。)(の用に供する電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。))で義務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日まで)の期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日(以下この項において「供用開始日」という。))の属する年の翌年の一月一日(供用開始日が一月一日である場合には、同日)を課税期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

附則第十五条の二第三項中「前条第十三項を」前条第十二項に改め、同条第二項中「前条第十三項若しくは第二十七項」を「前条第十二項若しくは第二十六項」に改める。

附則第十五条の六第一項中「附則第十五条の九の二」を「附則第十五条の九の三」に改める。

附則第十五条の八第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第五項及び第十項中「又は次条第一項若しくは第五項」を「次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三第一項」に改める。

附則第十五条の九の二第五項中「対して第一項」の下に「若しくは次条第一項」を加え、同条の次に次の二項を加える。

(大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額)

第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)第二条第一号に規定するマンション)であつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。)のうち、同法第五条の二第一項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事で、義務省令で定めるものが行われたもの(当該工事が行われた棟に限る。以下この条において「特定マンション」という。)に係る区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、附則第十五条の九第一項若しくは前条第一項の規定の適用がある場合又は当該特定マンションが既にこの項の規

第一項第三号イ②	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千元	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千元	一万円
	五万五百円	一万三千元
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千円
	三万三千元	八千五百円
第一項第四号	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千元	二万円
	四万五百円	千五百円
	六千円	千五百円
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
第二項第一号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円
第二項第二号	八千円	二千円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円

附則第十二条の三第五項を同条第二項とし、同条第六項中「第百七十七条の七第一項」を「第百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合は令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、同条を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千円
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四万七百元	二万五百円
	四万五百円	二千五百円

附則第十二条の三第六項を同条第三項とする。  
 附則第十二条の五第一項中「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改め、「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十一」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。  
 5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割とする。  
 附則第十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。  
 附則第十四条の二中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「次項及び第三項において「博覧会協会」という」を加え、同条に次の二項を加える。  
 2 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出席参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。  
 3 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限り。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。  
 附則第十五条第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第一十三項」を「第十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「四分の三」を「五分の五」当該設備のうち大規模なものとして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「令和五年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十八項」を「第

